

令和4年度第4回 山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年7月20日(水)午前9時30分～午前11時00分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員24名中23名)

荒瀬 澄枝、伊藤 三枝子、伊藤 良雄、井上 浩一郎、上田 正士、
小野 基之、海地 博志、片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、長尾 誠大、原田 好子、
藤村 守、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子、山根 良男、
伊藤 良一、藤原 敏郎、吉富 崇子

(2)欠席委員(1名)

重國 誠司

(3)事務局

徳本局長・岸本参事・藤田主幹・竹中主任主事・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより令和4年度第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

伊藤 三枝子(いとう みえこ) 委員 及び 、伊藤 良雄(いとう よしお) 委員
にお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、鑄銭司、無償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営むものです。

取得後の経営規模は134アールとなります。

議案第2号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

取得後の経営規模は166アールとなります。

議案第3号、江崎、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く、農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は 9,886 アールとなります。

議案第4号、徳地柚木、有償移転です。

申請人は、市内に居住するものです。

取得後の経営規模は 17 アールとなりますが、山口市が定めた空き家に附随する農

地の別段面積 1 アールに達しており、許可要件は満たしております。

議案第5号、阿東篠目、無償移転です。

申請人は、農事組合法人山内農園の構成員であり、現在、当該法人が耕作している農地を取得するものです。

この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は 289 アールとなります。

事務局

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といた

します。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案5ページをお開きください。合わせて、参考位置図6ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第6号、大内御堀、公共投資対象となっていない、小団地の第2種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第7号、嘉川、公共施設から近い距離にある第3種農地に、自宅敷地を拡張して農業用倉庫を建設するものです。

議案第8号、小郡下郷、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅を建設するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

【意見なし】

議長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました、農地法第4条に係る議案については「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案8ページをお開きください。合わせて、参考位置図9ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第9号、仁保下郷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第10号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第11号、大内長野、用途地域内の第3種農地に、自己用住宅兼事務所を建設するものです。

議案第12号、大内矢田南五丁目、用途地域内の第3種農地に、外装工事業の展示場兼自宅を整備するものです。

議案第13号、宮野下、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事業所敷地を拡張し貸し付けるものです。

議案第14号、維新公園六丁目、用途地域内の第3種農地に、事業用分譲地を整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第15号、吉敷下東四丁目、用途地域内の第3種農地に、道路を整備するものです。

議案第16号、平井、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案第17号、平井、用途地域内の第3種農地に自己用住宅を建設するものです。

議案題18号、吉田、用途地域内の第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第19号、朝田、用途地域内の第3種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、若宮町、用途地域内の第3種農地に、共同住宅を建設するものです。

議案第21号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場及び倉庫を整備するものです

議案第22号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、駐車場を整備するものです。

議案第23号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地を、農機具保管置場及び農作業場に利用するものです。

議案第24号、小郡上郷、公共投資となっていない小団地の第2種農地に、バイクの塗装スペースを設置するものです。

議案第25号、阿知須、公共施設から比較的近い距離にある第2種農地に、建売住宅を建築するとともに、手狭になった事務所を移転し、自社用資材置場を整備するものです。

議案第26号、阿知須、公共施設から比較的近い第2種農地に、自己用住宅を建設するものです。

議案第27号、議案第28号、阿知須、公共施設から比較的近い第2種農地に、建売住宅を建設するものです。

議案第29号、徳地小古祖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第30号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第31号、徳地堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

大歳地区の5条の1号議案についてですが入っていく道は幅4メートル以上あるのでしょうか。

事務局

参考位置図19ページの議案だと思いますが太陽光になります。

委員A

太陽光ですか。すいません。

事務局

一応接道が1885番1の北側の方から車が通れるようになっております。

委員A

分かりました。勘違いしておりました。

委員B

小郡の5条の1号議案バイクの塗装スペースですがわずか40㎡ですが地図で見るとかなり大きく囲ってあるように見えます。実際にはどの辺が40㎡になるのか教えていただきたい。

委員A

道のそばに四角がありますよね。そのくらいが40㎡です。

委員B

分かりました。

議長

他にありませんか。

ないようでしたら以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。すべて「許可」とすることに賛成の農業委員の挙

手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました。農地法第5条に係る議案のうち議案第10号、18号、19号、については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、空き家附随農地の指定についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案25ページをお開きください。合わせて、参考位置図29ページを御覧ください。

空き家附随農地の指定申請について説明いたします。

議案第32号、空き家及び農地の所在は秋穂二島で、空き家附随農地の面積は3筆、計1,450 m²です。

申請地の取得予定者は、市内に居住する個人です。

現在耕作されていない申請地を取得し、じゃがいも、さつまいもなどの作付けを行うこととされています。

議案第33号、空き家及び農地の所在は阿東徳佐中で、空き家附随農地の面積は1筆、119 m²です。

申請地の取得予定者は、神奈川県小田原市に居住する個人です。

現在耕作されていない申請地を取得し、家族とともに、野菜の栽培を行うこととされています。

申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、事務取扱要領の第4条に規定する要件の全てを満たしております。また、各地区協議会で協議した結果、別段面積の適用を受ける農地として指定することについて、問題ありませんでした。

御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

委員A

空き家附随農地ですが面積的な要件がありましたよね。それと秋穂二島の方ですが少し離れた所にも農地がありますが一反近くあって本当に野菜だけでいけるのか懸念があるのですが。売れる人に売ってしまおうというのがあると思うんですけどその辺どうなんでしょう。

委員C

現地調査の際に本人と会いましたが実質的にもう県内で作っておられているところもあるみたいですし、やる気もありましたし特に問題ないと思います。売り手からしたら一緒に売りたいというのはあるんでしょうけど。近隣の人の協力も得るということでしたので十分やっていけると思います。

事務局

もう一つ要件的なところを少し。議案25ページ、27ページのどちらでも良いですけど指定申請書の中の「(6)適用する条件」というのがありますので基本的にこの要件を満たすものになります。それと空き家附随の指定面積ですが1a以上、おおむね100㎡以上になります。3反を超えれば普通の3条申請で取得できますので100㎡以上2999㎡以下というのが対象になるかと思います。また、空き家から少し離れているのではないかとのご指摘もありましたが隣接していなければいけないというものではなく、適用する条件の上から2番目にもありますが「空き家からの距離が営農に支障のない範囲内にあるもの」となっておりますので必ずしも隣接しているものではなく、「営農に支障のない範囲」今回でいえば道を挟んで僅かな距離にありますので特別問題はないかと思います。

委員A

なんというか本人次第ですよ。3反以上あればあれですけど。

事務局

一応これを足掛かりにという話ですので。上手くいけば手広くやっていける可能性があるということで採用した制度だと思いますのでいきなり多くを求めるのは難しいのかなと思います。

委員A

買った結果耕作できずに荒れるようなことにならないか心配している。

事務局

最終的には3条も同様ですけど耕作してもらうことが前提になりますのでそこは経過を見ていくしかないと思います。

委員D

秋穂二島の方ですが空き家付随農地の取得者の住所が図面上の空家の地番と同じだが既に住んでおられるのか。

委員B

そうです。

委員D

この図面は柿野さんになっていますけどいつ頃から住んでおられるのか。

委員C

家は買われたけど農地については許可がいるからまだ所有権が移っていないだけでそれは最近だと思います。もともと＃さんの家を貞光さんが買われたんです。だから図面上は＃さんの名前になっている。この図面が作られたのも少し前だと思いますので。

委員D

早く入っていても良いということですか。

委員C

農地は農業委員会の許可が下りないと所有権が移せないからこういうふうに出てくるんじゃないですか。

委員D

整合性の問題で今後同じような申請が出てきたら本人同士の話がついていたら許可が下りる前に住んだりしてもいいということですか。

委員C

ほとんどの場合でそうなると思いますよ。建物、宅地について農業委員会は関係ないですよ。

事務局

空き家附随農地は原則一緒に段階が望ましいというのがありますが、それに絞ると申請が減ってしまう恐れがあります。なのである程度そのところは条件として「空家バンクに登録すること」、「不動産業者に仲介を依頼すること」という所で添付資料として書類を提出いただくようになっていますので、そこで元々空き家であったことが分かれば担当の事務局職員と農業委員さんで相談していただき、柔軟に対応していくことになるのかと思います。この件もそのあたりで空き家であることが確認できていると思います。

事務局

一昨年、令和2年度に空き家附随農地の別段面積をこの総会において承認いただいたと思います。当時も委員さんが今お話しされた事と同じ質問があったと記憶しております。その時に事務局がお話したことは基本的に一緒です。空き家と農地は一緒に取得する。ところが令和2年7月、8月に承認いただいたと思うんですけども、それから後事務局の方で要綱の作成に時間を要しました。その間に出てきた申請はどうするのか。当時事務局、あるいは農業委員さんの方に相談があったものが一件ございまして、小鯖の件が一件あったと記憶しております。その小鯖の件については既に相談を受けていたということで先に

入居されていても別段面積を適用させて承認をいただいたということでもあります。従いまして、それまでは小鯖の一件のみが事務局あるいは農業委員会に相談があった件であって、先ほど申し上げましたように基本的には一緒が原則になります。例外規定はありませんけども小鯖の件は例外的な扱いということになります。ただ、なかなか資金等の関係で一緒に取得するは難しいということもありますので多少のずれは問題ないと考えていくほうが良いのかなと思います。これが1年も2年も空いて先に家だけ買って置いて今になって農地を取得しようというのはなかなか許可をする範囲ではないかと思います。なかなかその辺の基準が1年なのか2年なのか難しいですけれども事務局の方で考えておりますのは例えば先に入居されたら速やかに農地の購入をしていただく。いわゆる別段面積の適用をして、農業員会の総会に議案としてこういうふうに提出していただくというのが今考えられる方法かと思います。その辺の「速やかに」というところは農業委員さんにご判断して頂くしかない。ここに一定の線を引くということになると総会に諮って引いていただくしかないと思います。以上でございます。

委員C

新たな人が借家、賃貸借で入る。何年か経って農地を取得したいということが起こるのではないかと思う。空き家の程度、状態がいい時に家を貸す。その後に農地を取得するのは可能かどうか教えていただきたい。

事務局

借家は対象外になっております。

委員C

地主と賃貸借している場合はダメということですね。

事務局

これは定住の観点と農業振興の観点と2つ要素があります。本来は定住の地域再生法という法律があるんですけれどもその法律に則って山口市が地域再生計画というのを作れば今回農業委員会にこういった別段面積の指定という話がおおりて来ることはなかったんです。それを使えば必然的に農地を取得できて、後は3条の許可申請が出てくるというのが本来の流れだったんですよ。それを山口市がその地域再生計画を作らないということ

言いますので農地法の観点から別段面積の指定あるいは空き家附随農地の取得というふうになったんです。農地法の観点でみますと新規就農というのが最重要視しなければならないところでございます。ですから農業委員会で審議するのは新規就農としてこれから農業に少しずつでもいいから拡大していったいただけるような方なのかどうなのか、そういう意思があるのかということが審議において大事なところだと思います。そこで先ほど委員さんが言われた借家については、いつ逃げるかわかりませんのでこの適用はないということになります。あくまでも今住んでいる家あるいは今から住もうとしている家を自己所有取得するというが原則になると思います。そうした中で営農活動を将来していただきたいというふうになると思います。

委員C

賃貸借はダメということですね。

事務局

賃貸借はダメです。自己所有取得でないと。

委員C

分かりました。また勉強します。

委員E

下限面積がなくなるはいつからでしたかね。

事務局

下限面積がなくなるのは確か来年の4月から、令和5年の4月1日から施行のはずですのでそのころから適用されると思います。

事務局

そのころになれば3反あるいは1aの別段面積の適用は一切なくなります。どなたが農地を取得されても面積要件というのはございません。ただ法律はまだ施行されていないので今の情報では来年度以降法律が施行されるというような状況でございます。

議長

3条の適用は残りますよね。

事務局

下限面積の適用がなくなるだけです。当然農地を取得する場合はそこが耕作できるかどうか、全部耕作要件などの要件がなくなるとは聞いていませんのでその辺はしっかり見ていかないといけないのかなと思います。下限面積がなくなるので新規参入はしやすくなるのかなと思います。500㎡から始めたいという新規就農を目的に取得される方も増えるかもしれないのでそういった方であれば大規模な農機具までは求めないというような形で許可するようになるかもしれないです。その辺はまた情報が入り次第皆さんにお伝えしたいと思います。以上になります。

議長

他に意見はございませんか。

以上で空き家附随農地の指定に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。別段面積を適用することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました空き家附随農地に係る議案については、別段面積を適用することといたします。

続きまして農地法第18条第1項解約の申し入れについての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案29ページをお開きください。合わせて参考位置図31ページをご覧ください。

議案第34号、農地法第18条第1項解約の申し入れについてですが、耕作者が亡くなり、相続人も不明であるため、解約の申し入れがされたものです。

申請の経緯については、3条賃貸借契約が残ってはいますが、50年近く耕作されてお

らず、賃料の支払いも一切なく耕作の実態が無い状況となっています。

また、事務局から耕作者の住所へ通知を送付するも、宛所に訪ね当たりませんと返送されております。申請者の意向としては、解約が認められた際には、周辺の耕作者への所有権移転を検討されています。

許可できる場合については、32 ページ33ページを御覧ください。

六つほどあり、賃貸人が信義に反した行為をした場合、農地を転用することが相当な場合、賃貸人の自作を相当とする場合、農地について賃借人が農地法第36条第1項の勧告を受けた場合、農地所有適格法人の要件を欠いた場合、その他正当の事由がある場合となっています。

この度は、耕作の実態が無いこと、賃料の支払いが行われていないこと、耕作者及びその相続人と土地所有者が面識ないことなどを総合的に鑑み「その他正当の事由がある場合」として中央地区協議会で審議し、問題なしとされたものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。

委員F

この件に関しての小作というのは永年小作のことでしょうか。

事務局

3条の賃貸借は基本的には当初に期間を決めるか、最初から期間の定めがないもの、これが永年小作ということになるんでしょうけども、どちらにするか決めます。本件は当初からこれがどういう契約であったかについてはかなり前のものになりますので資料が残っていないのでわかりません。ただ、元々期間の定めがあったとしても解約の手続きをしなければ期間が来たときに自動で期間の定めのない賃貸借に変わるようになっています。これを永年小作というのが正しいのかどうかかわからないですが期限の定めがないものであり、基本的に解約の手続きをされない限り耕作する権利がついたまま、という状況です。

委員F

登記簿の小作権はついているんですか。

事務局

登記簿に権利の設定はありませんでした。

委員F

分かりました。それと許可申請書がありますよね。議案30ページの(3)世帯員等(構成員)の状況の中に年令79歳、59歳というのがありますけど本人の申請欄に年令がないのに家族構成員の年令を入れるというのはどういうことですかね。必要ないのではないですか。

事務局

今回については必要ないかもしれないですが、先ほどの許可の条件の中に賃貸人が耕作するのに相当な時は許可してよいという要件があったと思います。そういったところも含めてみるようになります。昔は耕作する人の権利が守られていましたので、例えばこの契約を解除してしまったら賃借人の生活が成り立たなくなるかもしれない、そういった場合は許可してはいけないというようになっていますので今回こういった世帯員の話もそうですし、次にいくと土地以外の資産は何を持っているのか、など細かく書かれています。確かに今の時代にはそぐわないかもしれないですが、この様式は農林水産省の様式をベースに作っておりまして、昔は今よりも重要な権利でしたのでこのような細かいところまで記載するようになっているのだと思います。通常の合意解約であればそこまで求めないんですけども今回はこういった形で申請いただいております。以上です。

委員F

分かりました。ありがとうございます。

委員G

今回は地主の方が解約されていますよね。逆の場合がありまして、先代が長年小作していてですね、それから今50年、60年経っておるんですけども、借主の方がもう近くに住んでいないということで解約したい、元に戻したいというケースがあるんです。そういう場

合はどうなるのか。あと阿東の場合は圃場整備しているんですよね。圃場整備した場合、小作人が負担金を全て支払っているんですよね。それがどうなるのかなと思ひまして、教えていただきたい。

事務局

まず小作人の話なんですが、おそらく同じような手続きをとるようになると思います。相手がいないというのは遠くにいていないのかあるいは亡くなっているのかどちらになりますか。

委員G

遠くにおられる。

事務局

遠くにおられるのであれば合意解約するのが手続きになるのかなと思います。あと圃場整備の負担金を耕作者さんが支払っておられるということでしたけれどもそこは耕作者、所有者のどちらが支払わなければならないというのはないと思いますので話し合いで決められるしかないのかなと思います。

委員G

親の代のものを子供が払っておるというのがどうかと思ったんですけれども。そうすると合意解約、話し合いしかないということで合意解約であれば18条の申請は必要ないんですよ。

事務局

そうですね。合意解約であれば必要ないです。

委員G

金銭的な問題は法律でいうと民事的解決というか、そういう方法しかないですよ。

事務局

そうですね。法律的なことを言えば、利用権が相続されない場合というのが「使用貸借

で耕作している方が亡くなったとき」だけなんですよね。それ以外の時は基本的には権利が相続されるものになります。そのまま先代がやられていた条件で引き継がれるかどうかはもう一度お話し合いをしていただく、もし変わるのであれば再度申請を出しなおしていただくというのが一番トラブルがないのかなと思います。制度上としてはそういった相続というものがありますので権利を引き継ぐようには基本的にはなると思います。

議長

他に意見はございませんか。

以上で農地法18条第1項解約の申し入れに係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。これに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました。農地法第 18 条第1項解約の申し入れに係る議案については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で承認することといたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案34ページをお開きください。

議案第35号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計17筆 17,561 m²でございます。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

議長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いしま

す。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案35ページをお開きください。

議案第36号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

徳地地域の推進委員に欠員が生じたため、去る、6月6日から7月8日までの間再募集を行い1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により本日の総会以前に評価委員会による審査を行い、河野(かわの)康昌(やすまさ)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

8月1日に委嘱を予定しておりますが、推進委員の委嘱にあたっては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員

から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。
なお、令和4年8月1日付けで委嘱を行います。

続きまして、現況証明についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案36ページをお開きください。合わせて、参考位置図32ページを御覧ください。

議案第37号から議案第46号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、中央地区5件、阿東地区4件の議案がございます。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

議案37号から42号、45号から46号につきましては、昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

なお、議案第37号につきましては、議案では「昭和43年頃から」となっておりますが、実際の経過年数が不詳のため、審議にかけております。

議案第43号、44号につきましては、荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員

から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、只今審議しました議案について採決を行います。現況証明を全て発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、現況証明について全て発行することといたします。

続きまして、追加議案、議案第47号、山口市農地利用最適化推進委員の辞任についての審議を始めます。本日配布しております追加議案をご覧ください。

このたび、山口市小郡下郷3170番地 田中(たなか)耕二(こうじ)推進委員から辞任届けが提出されました。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

農業委員会等に関する法律第23条の規定により推進委員は、正当な理由があるときは、農業委員会の同意を得て、推進委員を辞任することができるとなっており、辞任の理由が正当であるかどうかは、農業委員会が社会通念に従い、一般の良識にもとづいて判断することとなっております。

田中委員の辞任理由は、1年前の病気の発生による手術以降、体力の限界を感じられ、農地利用最適化推進委員の職務に堪えられなくなったためとなっております。

説明は以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

議長

事務局から議案説明が終わりましたので審議に入ります。それでは、委員の皆さんに意見を求めます。よろしくお願いします。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の辞任について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(多数)】

議長

挙手多数と認め、田中推進委員の辞任は認められました。

なお、令和4年7月31日付けでの辞任となります。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。6月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告は今月3号がございまして、先月の総会で許可した案件になりますが、黒川#番、議案の備考欄にも記載してありますとおり開発許可同時施行という形になっております。この開発の許可を得るまでの間に地元の方から色々お話しがありまして、隣接の田の耕作者さんの方から「先代の頃に口約束で耕作していない申請地を通らせてもらっていて、このままここに老人ホームが立つと耕作に影響がある。」という意見や周辺の自治会や水利権者の方から賛同が得られていないというところもありまして、改めて業者の方に確認すると一部計画に変更があるということでした。被害防除計画や排水計画が当初とは変わってきているというところもありますのでまた再度、おそらく来月の地区協になると思いますが、もう一度審議するようになると思います。営農に対する影響もあるということですので中々許可ということにはならないかもしれません。難しい判断をすることになるかもしれま

せんので一応今回報告という形で上げさせていただいております。

報告については以上です。

議長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いいたします。

【意見なし】

議長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

委員B

先だって鳥獣害対策協議会というのに出させていただきまして、色々お話をお伺いしました。その時に出席しておられた南警察署の方から「小郡の市街地にサルがたくさん出て困る。けが人が出てからでは困る。」というお話をされたんですが対策が取れる前にニュースでみなさんご存じのとおりサルの被害が結構出て大変な状況になってきています。小郡地区だけではなく、大内地域でもお年寄りの方がサルに噛まれたということがあったようですので皆さんのところでもぜひ気を付けていただきたいと思います。それから「これまで農林業の被害だけをやってきたけれども農林水産部になったのだから水産の方もやってくれ。」ということで榎野川漁協の方から「アユの被害が最近大変ひどくなっているからぜひそれに対しても協議会の方から補助金なりなんなりをお願いしたい。」ということを市の方に要望されておりました。本当に農林水産一体となって鳥獣害被害に対応していかなければいけないなと思います。それで各地区に何々隊、何々会といってそういったことをやっていただけるものを編成されているようですが農業委員さんの中で関わっていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

【挙手なし】

委員さんの中にはいらっやらないということですね。ただ、こういうことで農家の方から困っているということでお話聞かれることがあると思います。一緒になってそういった被害に対応していけたらと思います。以上報告でした。ありがとうございました。

議長

他に何かございますか。

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和4年度第4回山口市農業委員会総会議事録である。

令和4年7月20日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 伊藤 三枝子

署名委員 伊藤 良雄

記 録 者 小倉 蘭丸